

柏陽地区複合施設整備にかかる  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和6年1月

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室

まちづくり整備課

## 1. 調査の目的

本市では、老朽化が進む市内最大の公営住宅である柏陽団地と隣接する恵央団地の建替整備について、効率的かつ一体的な整備を進めるため、「市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画（以下、「基本計画」という。）を令和元年5月に策定（令和4年8月改訂）しました。基本計画では、地域コミュニティゾーンに、多世代交流とコミュニティの場となる公民複合機能施設を整備することとしており、これを受け、令和5年12月に「柏陽地区複合施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、近隣にある柏陽会館、柏陽憩の家、すみれ保育園、子育て支援センター機能の移転集約による公共機能の複合化を図るとともに、多くの市民に利用される施設とするため、市民の交流の場、サードプレイスの形成に資する、民間機能の導入を検討することとしています。

このことから、柏陽地区複合施設整備について、官民連携手法と、民間活力の導入に関するニーズを把握することを目的に、サウンディング型市場調査（民間事業者との対話）を実施します。

## 2. 調査対象地および施設整備に関する概要

基本構想「2章 建設予定地について」及び「3章 基本的な考え方」をご参照ください。

## 3. 調査事項

- (1) 当該用地について
- (2) ゾーニングについて
- (3) 事業手法について
- (4) 事業スケジュールについて
- (5) 参画意欲について
- (6) その他

## 4. 参加対象および除外条件

### (1) 参加対象

実施主体となり得る法人又は当該法人を含む法人グループ。

### (2) 除外条件

次のいずれかに該当する場合は、今回の調査に参加することはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申（法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている場合。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にあ

る者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合。

## 5. スケジュールおよび手続き

### (1) 参加申込

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールにて**7. 問合せ先・申込先**のメールアドレスへお送りください。

件名は【企業名\_エントリーシートの提出】としてください。

#### ○ 申込受付期間

令和6年1月30日（火）～令和6年2月9日（金） 17時厳守

### (2) 対話実施日時および場所等

参加申込を確認した後に、恵庭市からご担当の方へ連絡させていただき日程および実施方法について調整させていただきます。

### (3) 調査票の提出

対話実施の3日前（土日祝日を除く）までに、別紙2「調査票」をEメールにて**7. 問合せ先・申込先**のメールアドレスへお送りください。

### (4) 対話の実施

#### ○ 実施期間

令和6年2月26日（月）～令和6年3月8日（金）（土日祝日を除く）

#### ○ 所要時間

1時間程度

#### ○ 実施場所

北海道恵庭市役所またはWEB会議システム

#### ○ 対話内容

対話では、別紙2「調査票」の項目・内容について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

なお、自らが施設全体又は施設の一部の実施主体となることを前提として、これまでの実績等を考慮し、専門的な見解の上、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。不明な部分や、お答えできない項目、内容があっても構いません。

併せて、事業用地の優位性や潜在的可能性、事業推進・運営上の問題点など、今後の事業化に向けて参考となる事項についてもお聞かせください。

対話の際には、事前に提出いただいた対話資料に沿って、ご説明をお願いします。ご意見・ご提案を踏まえて本市から質問等をさせていただきながら、対話を実施します。

また、提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります。

## 6. 留意事項

### (1) 調査参加者の扱い

- ① 調査参加者の名称は公表しません。
- ② 本サウンディング調査の内容は、今後実施する対象物件の利活用検討の参考といたします。双方の発言・説明とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことにご留意ください。
- ③ 対象物件に係る事業者公募等を実施することとなった場合、本サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ④ 本サウンディング型調査の実施結果の概要等を公表する際は、事前に各参加者に内容を確認いただきます。

### (2) 調査に関する費用

本調査の参加に要する費用は参加者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加対話（文書照会含む）を行うことがありますので、ご協力ください。

## 7. 問合せ先・申込先

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり整備課 田中、井上

TEL : 0123-33-3131 (内2533) / FAX : 0123-33-3137

メール : [machiseibi@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:machiseibi@city.eniwa.hokkaido.jp)